

議案第24号

職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例第8条の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。